

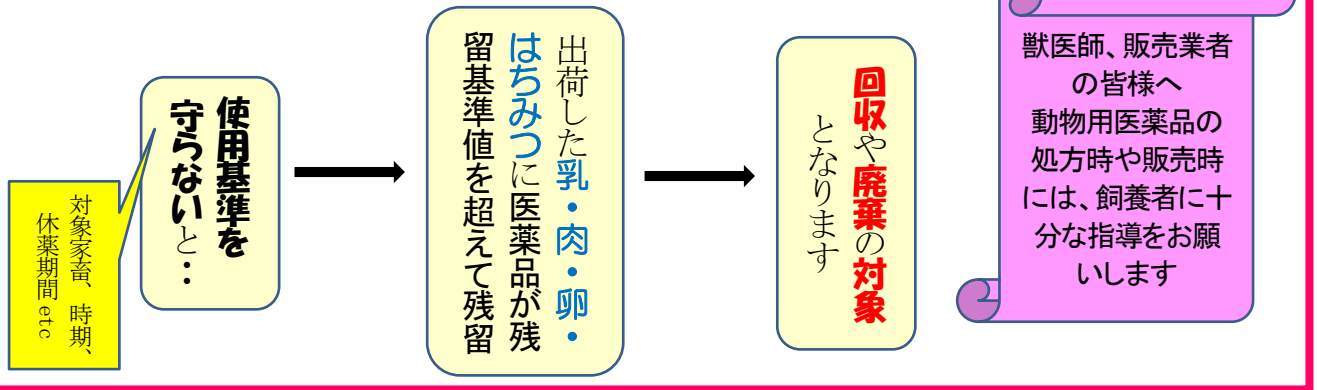


ながの

長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923 Facs. 026-227-2665
E-mail:nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

動物用医薬品の使用基準を守りましょう

動物用医薬品(抗菌剤・駆虫薬およびみつばち用医薬品)は、
使用基準を確認し正しく使うことが重要です。



トピックス

家畜等への投与が禁止されている薬剤に、オラキンドックスが追加

関係法令*の改正により、家畜や食用の養殖魚に使用できない13物質にオラキンドックスが追加され、14物質が規制対象となります。(平成27年8月21日から)

〔※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令〕

- ①カルバドックス ②クマホス ③クロラムフェニコール
- ④クロルプロマジン ⑤ジエチルスチルベストロール ⑥ジメリダゾール
- ⑦ニトロフラゾン ⑧ニトロフラントイン ⑨フラゾリドン
- ⑩フラルタドン ⑪マラカイトグリーン ⑫メトロニダゾール
- ⑬ロニダゾール ⑭オラキンドックス

上記物質が含まれる未承認医薬品、愛玩動物用・観賞魚用の承認動物医薬品及び人用医薬品においても、対象動物へは、**使用はできません。**

獣医師による例外的使用も禁止されます

消毒は伝染病予防の第一歩
まずは踏み込み消毒槽を畜舎に置きましょう

